

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監事監査規程

平成16年4月1日
規程第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則に基づき、監事が行う国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の業務等の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の業務の適法性及び妥当性の確保に資するとともに会計経理の適正を期することを目的とする。

(監事の基本的姿勢)

第3条 監事は、その職務の遂行に当たり、真実の追求を旨とし、常に公正不偏でなければならない。

2 監事は、正当な理由なく、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(監査の対象)

第4条 監査は、本学の業務及び会計の執行状況を対象とする。

(監査)

第5条 監査は、次の各号のとおりとする。

(1) 定期監査

あらかじめ定められた監査の計画に基づき、定期的実施する監査

(2) 臨時監査

監事が必要と認める場合、臨時に実施する監査

2 前項の規定にかかわらず、監事は随時、業務を監査することができる。

(監査の方法)

第6条 監事は、実地調査若しくは書面調査又はこれらの併用による監査を行う。

(監査の業務補助及び支援)

第7条 監事は、監査に関する業務にあたっては、監査室の職員にその補助を求めることができる。

2 監事は、監査室の職員以外の職員に監査の業務の支援を求めることができ

る。

- 3 監査の業務補助及び支援を行う者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(監査計画)

第 8 条 監事は、毎事業年度の初めに監査の計画を策定し、速やかに学長に通知するものとする。ただし、臨時監査について、監事が緊急又は特に必要と認める場合はこの限りでない。

(監査計画の内容)

第 9 条 前条に規定する監査計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の項目
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の方法
- (5) 監査担当者
- (6) その他必要な事項

(監事相互間の連携)

第 10 条 監事は、監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するように努めるものとする。

(会計監査人との連携)

第 11 条 監事は、会計監査人と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するように努めるものとする。

(監査室との連携)

第 12 条 監事は、監査室と密接に連携を保ち、内部監査の結果を活用することができる。

- 2 監事は、監査室に対し、定期的に報告及び特定事項の調査を監査室に依頼することができる。

(重要な会議等への出席)

第 13 条 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の本学の管理運営に係る重要な会議等に出席し、意見を述べることができる。

(役員及び職員への質問)

第 14 条 監事は、監査にあたっては、学長、理事及び職員に関係資料の提出、説明及びその他必要な報告等を求めることができる。

- 2 学長、理事及び職員は、前項の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否す

ることはできない。

(役員及び職員の義務)

第15条 学長、理事及び職員は、監事が行う監査が円滑かつ効果的に実施できるように協力しなければならない。

(監事の閲覧する文書)

第16条 監事は、次の各号の文書を閲覧することができる。

- (1) 文部科学大臣の認可又は承認する重要な文書
- (2) 前号に規定するもののほか行政機関等に提出する重要な文書
- (3) 規程の制定及び改廃に関する文書
- (4) 事業計画及び予算、資金管理に関する文書
- (5) 契約に関する重要な文書
- (6) 訴訟に関する重要な文書
- (7) その他業務運営に関する重要な文書

(監事に回付する文書)

第17条 前条第1号及び第2号の文書のうち、認可又は承認された書類については、監事に回付するものとする。

(監査の結果の報告)

第18条 監事は、監査終了後、遅滞なく監査の結果報告書を作成し、学長に提出するものとする。

2 監事は、前項に定める監査の結果報告書の提出に際し、指摘事項、是正又は改善案等がある場合は、その旨を付記するものとする。

(是正又は改善措置)

第19条 学長は、前条の監査の結果報告書に基づき是正又は改善すべき事項がある場合、速やかに是正又は改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

(業務上の事故等の監事への報告)

第20条 学長又は理事は、業務上の事故等が発生したとき、又は大学に著しい損害が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けた時は、その調査を行い、助言又は勧告を行うことができる。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。